



重要事項説明書

令和 7 年度

社会福祉法人 榊会

うらわライトハウス保育園

目次

I. 運営体	P2
1.運営者	
2.施設の目的及び運営の方針	
3.施設概要	
4.職員の職種、員数及び職務の内容	P3
5.保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日	
6.提供する保育・教育の内容	
7.利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及び金額	P4
8.小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員	
II. 保育理念	P5
法人の理念	
養護の目標	
保育の目標	
保育の特徴	P6
異年齢保育	P6
ゾーン保育	
保育園の一日 デイリープログラム	P8
食育について	P9
～年間行事予定～	P10
III. 入園に際して	P11
入園の手続きなど	
入園の際に園に提出してもらう書類	
慣らし保育	
持ち物について	
保健と健康管理	P12
IV. 施設の利用の開始及び終了に関する事項	P16
保育の一日 規則正しい生活を送るために	
延長保育申請について	P17
駐車場・駐輪場・ベビーカーについて	
非常災害対策	
ご家庭と園との連携について	
『プライバシー保護について』	P18
万が一に備えて	P18
緊急連絡カードの活用	
保育所保育要録の小学校への送付について	
虐待の防止のための措置に関する事項	P20
苦情相談窓口	

I 運営体

1. 運営者

名称	社会福祉法人 榊会
代表者氏名	理事長 藤森 英和
設立認可	平成 15 年 3 月 31 日
所在地	さいたま市浦和区北浦和三丁目 8-9
電話番号	048 - 834 - 1711
定款の目的に定めた事業	第 2 種社会福祉事業 保育所の経営 一時預かり事業の経営 (休止中)
運営施設	認可保育所 うらわライトハウス保育園

2. 施設の目的及び運営の方針

施設の目的	保育を必要とする園児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。
運営方針	保育の提供にあたっては入所する乳児及び幼児（以下、園児という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活するよう努めるものとする。 保育園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。 事業の実施 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (さいたま市条例第 66 号) 「さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 (さいたま市条例第 52 号) その他の関係法令・通知等を遵守するものとする。

3. 施設概要

施設の種類	保育所
名称	うらわライトハウス保育園
所在地	さいたま市浦和区北浦和 3-8-9
電話番号	048 - 834 - 1711
認可年月日	平成 15 年 3 月 31 日
施設長氏名	関口 妙子
入所定員・対象年齢	80 名 (生後 57 日～就学前迄) 2 号認定こども (3 歳以上) 45 人 3 号認定こども (満 1 歳以上 29 人・満 1 歳未満 6 人)
取扱う保育事業の種類	月極保育、一時保育、延長保育、等

建物構造

構造	鉄筋コンクリート造り 3 階建て
敷地面積	315.41 m ²
屋外遊技場面積（屋上園庭）	57.54 m ²
建物面積	596.04 m ²
建築面積	560.68 m ²
保育室等	0.1 歳児保育室 一部床暖房 2・3・4・5 歳児保育室 フリースペース
保育室等以外	調理室・ランチルーム・事務室・医務コーナー・相談室兼園長室 職員休憩更衣室・調乳室・沐浴室・トイレ

4. 職員の職種、員数及び職務の内容

職員数 28 人

職種	員数	職務の内容
施設長	1 人	運営にかかる業務全般
保育士	20 人	就学までの園児の保育業務
看護師	1 人	看護業務
保育補助	1 人	就学までの園児の保育業務
栄養士	1 人	給食業務
調理員	3 人	給食業務
事務	1 人	事務業務
用務	2 人	用務業務
ローテーションにより,各保育士の勤務に数及び勤務時間帯は異なります。		

5. 保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日

開所日 月曜日から土曜日

休所日 日曜日・祝祭日および12月29日から1月3日まで

月曜日～金曜日	土曜日
開所時間 7：30 - 19：30	7：30 - 14：30
保育標準時間 7：30 - 18：30	7：30 - 14：30
保育標準時間延長 18：30 - 19：30	なし
保育短時間 8：30 - 16：30	7：30 - 14：30
育短時間延長 7：30 - 8：30 16：30 - 19：30	
延長保育申請 1歳児以上 0歳児は要相談 (離乳食提供終了後)	

6. 提供する保育・教育の内容

児童福祉法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

(年長児は上記の時間以外にお泊り保育などの特別の保育をする場合があります。)

7. 利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及び金額

種類	理由・金額
保育料	保育料はお住まいの各自治体が決定します。
延長保育料	1 時間延長 3,000 円/月 その他 10 分 100 円
実費徴収	主食費 2,000 円/月 3-5 歳児 副食費 4,500 円/月 3-5 歳児 行事費 3,000 円/年 5 歳児 (お泊り保育実施した場合の費用) コット・シーツ代 キルトパット 100 102×53 3,550 円 キルトパット 132 130×53 3,780 円 体操着 上着 1,869 円 3 歳児 上下 ズボン 1,341 円 帽子代 1,024 円 1 歳児以上～ (0 歳児は園の物を貸し出し) (全園児学年カラー)

8. 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

年齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
定員	6 人	14 人	15 人	15 人	15 人	15 人	80 人

II 保育理念 (事業運営方針)

生きる力を育てる	
【法人理念】	<ul style="list-style-type: none"> * 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫 * 利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援 * 地域、世代を超えて共に育て合う環境つくりと場の提供 * 恒常的に今を考え、よりよい明日を目指して向上心を持って接する
【養護目標】	十分に養護の行き届いた環境のもとに、くつろいだ雰囲気の中で子どものさまざまな欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定をはかること

保育の目標

0歳児

- ・落ち着いた雰囲気の中で欲求を満たし、情緒の安定を図りながら、一人ひとりの豊かな個性を育み、信頼関係、愛着関係を育てる。
- ・個人差に留意しながら離乳の完了や歩行、発語への意欲を育む。
- ・保健的で安全な環境の中で伸び伸びと遊び、いろいろな体験を重ねて、感覚の発達を豊かにし、身の回りの物事への興味、関心がもてるようになる。

1歳児

- ・保育士に援助されながら、基本的生活習慣の基礎が身に付く。
- ・安心できる保育士との関係を築きながら、安全な環境の下で生活や遊びに取り組む。
- ・探索活動を通して、十分に聞く・見る・触れるなどの経験をし、人や周りの物への関心をもつ。
- ・適切な環境により、運動、言葉を獲得する。
- ・感じたことや身の回りの様々な体験を保育士等に伝えようとする。

2歳児

- ・保育士等との安定したかかわりの中で身の回りのことを行い、自分でできた喜びを感じる。
- ・異年齢児との関わりで一緒に行動したり同じ遊びを楽しんだりすることができる。
- ・好き嫌いをなくし、楽しく食べることができるようになる。
- ・生活の中で身の回りの物の名前や簡単な数、形、色などが分かり、言葉を使って伝えたり、言葉のやり取りを楽しんだりする。
- ・自分から体を動かすことを楽しむ。

3歳児

- ・衛生的で安全な環境の中で、心身共に健やかに生活をする。
- ・主体的に行動することを認められ、伸び伸びと過ごす。
- ・身の回りのことが自分で行えるようになる。
- ・保育士等や友達、異年齢の子ども達との触れ合いを通して人との関わりやコミュニケーション力を身に付ける。
- ・文字や数、社会事象や自然に触れ興味を持つ。

4歳児

- ・保育士等や友達との関わりを深め、友達の気持ちにも気付き、集団で行動ができるようになる。
- ・様々なものに関わり、発見や工夫を楽しむ。
- ・生活や遊びの中から、友達と一緒に過ごすことを楽しみながら、自己発揮できるようになる。
- ・集団的、共同的遊びを通して、同じ目的に向け協力し合う力を養う。

5歳児

- ・集団生活の中で意欲的に活動し、仲間との関わりを通して生きる力の基礎を培う。
- ・意欲的な活動を通して、疑問や発見などによる物事への関心を深める。
- ・身の回りの事象に触れ、ものの性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。
- ・幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）

保育の特徴

見守る保育

“狭い環境の中で子供たちの育ちを大事にする” 子ども達は何も出来ないところから突然、出来るようになるのではありません。時代の変化と共に、子ども達の育つ環境も変化してきています。大人の干渉を受け過ぎ、環境が与えられないと出来ないと、子ども達自身の生きる力、意欲・必要な力までも、育ちにくくなっています。そこで、異年齢保育に力を入れ過度な援助や補助をせず子ども達自らが何を求め、何を必要としているのか意欲的に関われる環境を用意し、見守って援助・補助をしていき子ども達の自立へと促します。子供たちが遊び込める環境を通して成長、発達していくことを保障する保育また、体験、経験から教育面も備わるようになります。そして、“自然のないところだから”を意識する。

異年齢保育

0-1歳児【異年齢保育】（たんぽぽ組）

- ◆ 発達の個人差が大きく、月齢による発達の違いも大きいこの時期、生年月日でのクラス分けをするのではなく、それぞれの子どもの発達の連続性を保障した空間で生活できるようにしています。子ども一人一人の生活の連続性を尊重し、保障するような環境設定をしています。

2歳児【単独クラス】（ちゅうりっぷ組）

- ◆ 2歳児においては個の関わりから集団・ルールの理解を求め基本的生活習慣の確立に移行していきます。個性の発達へと向かい始める頃で同時に人と関わる時の問題があらわれ始める頃でもあります。他の子どもを意識し子ども同士の関わる力、協力する力を育てる環境を用意し他者の存在を認めていきます。意志もはつきりしてきますが、まだまだ大人に甘えを受けて欲しくて欲しいというサインを送ってくる時期です。子ども達の気持ちに寄り添いながら意欲と自信を伸ばしていきます。

3-5歳児【異年齢保育】（ひまわり組）

- ◆ 一人一人の発達の連続性を重視するために、個々の課題によって活動を促していきます。その子の課題は年齢で決められるのではなく、個人の発達を理解して把握した上で決められています。一人一人の子どもが発達に見合った遊びや物、人に自ら働きかけ自発的に遊べるように子どもの個人差の幅を受け止められる環境を設定していきます。
- ◆ 少子化社会においてなかなか異年齢と触れ合う機会が少なくなっています。異年齢と遊ぶ事で勞ったり、教え合ったり手伝ってあげたりと、様々な工夫が必要になってきます。そういう経験から自信をつけ様々な事を学んでいきます。

◆ 異年齢交流は年齢問わず赤ちゃんのお部屋にもお手伝いに行きます。

ゾーン保育

子どもたちが自分の遊びに集中できる環境を通して（遊び込める環境）成長・発達していくことを保証するように努めます。又、体験・経験から教育面も備わるようにしていきます。

専科 以上児クラス（ひまわり組）

①体操教室

週1回、体操教室（ラックススポーツ教室 太田窪）を園バスで送迎し行っています。

◎体育指導 ラックススポーツクラブ

3歳児以上

室内での体育指導は子どもの成長に合わせての指導が難しくどうしても屋外での遊びが中心になり細かな器械体操的な指導ができにくく外部に依頼。子供たちは体操着を着用、年間を通して半袖半ズボンでの服装でやる気をだし、ピリッとした空気の中を楽しんでいます。

②選択理論

子ども達へ遊びを通した中でのルールや決まり、子ども同士でのコミュニケーションのはかり方。保育士が、子ども達に個人を尊重した子ども達への対応や子どもの持っているパーソナリティーを知る事で気持ちを受け止める手立てを学びよりよい保育に努めています。

- ・見守る保育の一環として、園児一人ひとりのパーソナリティーを理解して言葉掛けや指示の発信（選択）をしていく。
- ・6つのパーソナリティーに分類して、職員も共通認識を持って対応。職員は研修により、自分のパーソナリティーを知り、職場の人間関係や仕事の効率化に反映させる。又、園児のケース会議にも反映させる。

③世代間交流

お年寄りとの関わりの中で労わりの気持ちを育てたり、交流をすることを目的とし、年3回 さいたま市寺山にあります特別養護老人ホーム 白寿園まで出向きます。その他デイサービスや老健の施設にも出向いたりしています。又 多数の支援員さんとともにゆったりと寄り添つてもらう中で昔遊びや手遊びなどみんな一緒に一緒に遊ぶ中で伝えてもらいます。

④見沼田んぼの畑の活動

- ・自然のない保育園として、自然を求めるこの保育手段として”100坪ほどの畑を借りて野菜の種まきから収穫までを園外保育用の園バスを利用して見沼田んぼで畑の作業。そしてそこを拠点として広い野原で遊びを展開しています。
- ・立地の関係から自然遊びを多く取り入れる中で“土をいじろう”と子ども達の畑作業として年間を通して土に触れる体験をしています。畑体験を通して、食べ物を育てる大変さや収穫の喜びを知る。
- ・畑で収穫した野菜を利用してのクッキング。食育へつなげます
- ・畑の整備（草取りや水やり）をしながら、土や草花に触れ、作業の継続を維持していく。
- ・目線を地面に持って行く事で、その季節の小さな生き物・草花の世界を観察する。

戸外遊びは

園庭のない保育園として、園外保育に出かけています。近郊の公園や目的に合わせた公園選び。サッカーをしに埼スタまでなど。園バスを利用して。（3歳児より）

徒歩での園外保育は線路沿いや針ヶ谷公園、保育園近くの地下道を通って北浦和公園。あえて駅前の障害物の多い（自転車や人の往来）の中を歩いて領家の公園などにいきます。この地域

の子供たちは小学校に行くときはもちろん遊びでも人の多い地域です。登降園は保護者さんに守られていますが就学の頃にはひとり歩きになります。車や自転車そしてどんなことに注意したらよいか体験しながら身につけていきます。

絵本

5領域に沿った内容の絵本の用意 内容、意味を提示し、読み聞かせの習慣 個人対応で。

又 コーナーになっている場所で異年齢の子どもたちの読み聞かせもこんな場所で。

公共の施設利用として、近隣にある、図書館の利用。

(子ども達が出向き、自分達で好きな物を借りて、大切に扱うものとして意識させる。)

おもちゃ

発達に応じてのおもちゃの導入

発達の時期に合わせておもちゃの入れ替え

保育室のおもちゃコーナーの設定変更（環境変更）

手作りの制作コーナーの設置

空き箱やリサイクル品を保護者様から収集しそれらを利用した制作

学童保育児のアイディアや年長児の作品を掲示して参考にする

職員の特性を生かした保育に向き合う専門性（専科）

保育園の一日 デイリープログラム

※時間はおおよその目安です。

【0・1・2歳児クラス】	【3・4・5歳児クラス】
7:30～ 開園 →順次登園 視診・検温 遊び	7:30～ 開園 →順次登園 視診・検温 遊び
9:00～ 朝の会・おやつ・ミルク	9:00～ 朝の会
10:00～ 主活動	9:30～ 主活動
11:00～ 離乳食	12:00～ 昼食準備・配膳
11:30～ 昼食	13:00～ 午睡
11:50～ 午睡	14:30～ 起床
14:30～ 起床	15:00～ おやつ
15:00～ おやつ	15:45～ 当番活動（掃除）
15:30～ 遊び →順次降園	16:00～ 帰りの会 →順次降園
18:30～ 延長保育	18:30～ 延長保育
19:30 閉園	19:30 閉園

食育について

- ・管理栄養士 1名、調理員 3名
- ・昼食・午後のおやつは手づくりをベースに提供
- ・保育園ではご自宅で食べたことのない食材は給食提供ができません。

食物アレルギーがある場合は当園に報告し、医師の診断書及び検査結果を提出して頂きます。

給食の対応は医師記入による書類をもとに代替え食又は除去食で提供します。

対応が難しい場合はお弁当をお願いさせていただきます。

(食物アレルギー対応マニュアル参照)

こだわり

主食のお米を 減農薬 無化学肥料のものを提供

(初めて口にする“おもゆ”の離乳食より)

基本 5 分づき玄米 純乳食は白米

飲料用 使用の水 RO 水 (逆浸透膜浄水)

離乳食の始まり

10 倍がゆから 家庭で食しているものの品目を把握しながら

個別の献立表 作成

家庭で了解を取りながらメニューに従って離乳食の作成 喫食

個別に 保育者の手から食する

個別のスタートに合せて段階を進める

食べさせてもらうから 自分で食べる 食への意欲を育てる

常に自分で好きなときに水分補給を基本に

自分で水分補給を好きな時にできるようにウォーターサーバー(常温水・冷水)設置

各自水筒持参⇒中身は水またはお茶でお願いします。

2歳児～5歳児、自分で開けられるもの。

0歳児～1歳児 マグもしくは水筒 (紐なし)

保育園の昼食 補充用は カフェインなし麦茶 または水

子ども一人一人の誕生日に誕生食(午後のおやつ時)を用意し、祝う気持ちと、祝ってもらう喜びを味わう。行事に伝承食を取り入れ、子ども達に伝える。

当番活動、給食の配膳やお米研ぎの継続

(献立メニュー、離乳食メニュー配布、展示食の用意)

子どもの食事				
0歳児	ミルク (冷凍母乳も可)	午前のおやつ	昼食 純乳食	午後の(離乳食)おやつ牛乳
1-2歳児		午前のおやつ	昼食	午後のおやつ /牛乳 100ml
3-5歳児			昼	午後のおやつ /牛乳 200ml

～年間行事予定～		
月	園が子ども達と行う行事	保護者参加の行事
4月		保護者会・懇談会
5月	内科健診	
6月	歯科検診	
7月	七夕集会 プラネタリウム見学 (年長児) 水遊び	
8月		
9月	お泊まり保育(年長児)／茨城県立さしま少年自然の家	
10月	運動会ごっこ・内科健診	運動会ごっこ
11月	七五三	
12月	発表会ごっこ クリスマス集会	発表会ごっこ
1月		
2月	節分集会	
3月	ひな祭り集会 卒園遠足 (5歳児) 卒園式 (5歳児)	卒園式 (5歳児) 入園説明会
毎月	・避難訓練 ・身体測定 ・フッ素予防歯磨きジェルを使用しての歯磨き指導 ・個別での誕生会 ・毎月1回ハッピータイム	
不定期		保育士体験・保育参観

III ご入園に際して

ご入園の手続きなど 役所配布

入園申請方法 区役所へ申請（受付は当園でも可能）

保育料金 保護者の所得状況等から、さいたま市の決定による

受付・選考方法 区役所の措置による

途中入園 定員に空きがあれば、月締めで随時可能

見学 事前に電話予約

ご入園の際に園に提出してもらう書類

●緊急連絡カード

●予防接種歴

●その他あり

慣れらし保育

●新しく入園するお子さんには、慣れらし保育という期間を設けています。お子さんが少しづつ集団生活に慣れていくために、保護者の皆さんから安心してお預かりできるようになるまでには、多少の日数をかけて、慣れらし保育をいたしますのでご協力下さい。

●慣れらし保育期間には個人差があります。クラス担任との話し合いで進めていきたいと思います。

●0・1・2歳児の新入園児に対しては、集団の生活に慣れることよりも先に、保育者との信頼関係を重視し個々での関わりを十分に持ち、保育者との関係性を大切にしていき、遊びを通した発達を促していくような環境設定をしています。

●少しづつ新しい環境に慣れてきた中でクラスとしての活動をしていきます。

持ち物について 別紙あり

●すべてのものに名前を付けてください。

注) お譲りなどの名前ですと、こちらも判明できません。記名なしなどの場合には、戻らないこととご承知おきください。

●記名の場所は分かる所でしたら、タグの所でもどこでも構いません。薄くなりましたら書き直してください。

●オムツは布でも紙でも構いません。又 業者購入ですが“手ぶらで登園（おしりふき付き）”できる定額での保育園ストックできるシステムもあります。個別搬入の方はタンスに入る数の範囲でストックしてください。

●おしり拭きはノンアルコールの物を使用してください。

●衣服は、全体に 動きやすく 自分で着られ 着せやすいもの を選んで下さい。

●持ち物に、私物・お家からの玩具・文房具等を持ってこないようお願いします。（カバンのキーホルダーも含め）他の人が持っているものは触りたくもなり、遊びたくもなります。大切な物で簡単にはお友達に貸せません。トラブルの原因にもなりますのでご遠慮下さい。

保健と健康管理

(1) 健康な保育園生活を送るために

早寝、早起きをしましょう 夜9時頃までに寝るようにし、朝7時には起きる習慣をつけましょう	3 食きちんと食べましょう 特に朝ごはんは1日の元気の源です。朝ごはんを食べて登園しましょう。	活動しやすい服、靴で過ごしましょう きつきつ、ぶかぶかは怪我のもとです。またフード付きの洋服も活動の妨げや危険があるため避けましょう。 ※2歳以上の上履きはきつきつ、ぶかぶかどうか成長とともに足のサイズにあっているものを使用しましょう。
毎日入浴をしましょう 体調不良などにより入浴できない時は、身体を拭いて清潔を心がけましょう。	爪はこまめに切りましょう 怪我やトラブル防止のためにも、1週間に1度は爪を切りましょう。	毎日体温を測りましょう 毎日決まった時間に体温を測り、発熱していないか確認しましょう。また毎朝測ることで平熱も把握できます。

(2) 年間保健行事

実施日	対象	内容
毎月	全園児	身体測定(身長・体重) *結果→Wel-kidsの成長記録に記載
年2回	全園児	内科健診 嘴託医：布施医師（共済病院） *結果→「異常あり」の場合のみ個別でお知らせ
年1回	全園児	歯科検診 嘴託医：金子歯科医師（北浦和かねこ歯科クリニック） *結果→「異常あり」の場合のみ個別でお知らせ
年1~2回	ひまわり組	歯科衛生指導
随時	ひまわり組	細菌検査 クッキング保育実施

(3) 登園前の体調チェック

小さいお子さんは身体の異変を訴えることができません。朝起きたら、お子さんの体調や機嫌のチェックをお願い致します。

熱はありませんか？

腹痛、頭痛はありませんか？

嘔吐、下痢はないですか？

発疹、尋麻疹はありませんか？

目や耳に異変はありませんか？

食欲はありますか？ミルクをよく飲みましたか？

咳、鼻水、喘鳴はありませんか？

機嫌や顔色はよいですか？

上記等の様子が見られる場合は園にお知らせいただくと共に、病院受診の検討をよろしく
お願い致します。

(4) 登園を控えていただく目安

保育園を休ませる基準は『発熱』だけではなく、顔色や食欲、下痢や咳など子どもの全身状態をみて判断しましょう。また元気のなさや機嫌の悪さは病気の前触れである場合があります。いつもと違う様子が見られている場合は、お知らせいただくとともにご自宅での静養の検討をお願いします。お休みが続いた時には、体調が回復した後もう1日ご自宅で様子を見ていただくことで“ぶり返す”ことも少ないと思います。

*解熱剤を使用しての登園はできません。

(5)お迎えをお願いする目安

- 感染症が疑われる症状が見られている場合
(発熱、嘔吐・下痢、顔色・活気不良、発疹、目の異常、その他)
- 荨麻疹出現時
- 痛みがある場合(腹痛、頭痛、歯痛、耳痛など様子を見ても治まらない場合)
- 咳がひどい場合

上記の症状がある場合には連絡致します。また全身状態を見て、熱が高くなくてもお迎えをお願いする場合がありますので、ご了承下さい。

体調が悪い時子どもたちは心細いものです。お忙しいとは思いますが、ご都合をつけてできるだけ早いお迎えをお願いいたします。

(6)病後について

前日発熱した場合、翌朝下がっても再び発熱することもあり、まだ体調が万全ではありません。

解熱後 24 時間は登園を避け、ご自宅にて静養をお願い致します。

保育園では病後児保育は行っておりません。お仕事等の都合によりご自宅での静養が困難な場合、病後児保育室のご利用をおすすめ致します。

↓
*病後児保育とは…

お子さんが風邪などの病気にかかったときや病気から治りかけのとき、通常保育を受けることが難しいお子さんを保護者に代わって保育をするシステムです。ご希望の方は登録手続き用紙がございますので、お申し出ください。

*保育園を病気でお休みする際には、連絡帳にお子さんの体調(体温、風邪症状の有無、病院受診結果等)を詳しくご記入いただけすると幸いです。

(7)予防接種後の登園について

予防接種後は副反応が現れることがあるため、予防接種後の登園は出来ません。

予防接種を予定されている場合は、降園後もしくはお休みの日にご対応いただくようにお願いします。また予防接種された際には、ワクチン名とその後の様子をお伝え下さい。

(8)保育園での薬の投与について

保育施設において薬を与える場合は、医師の診断および指示に基づいた薬に限定します。その際には、保護者に医師名、薬の種類、内服方法等を具体的に記載した投薬申し込み書を持参してもらいます。

●保護者から預かった薬については、他の子供が誤って内服することのないように施錠できる場所に保管するなど管理を徹底しなければなりません。

●与薬に当たっては、複数の保育士等で重複与薬、人違い、与薬量の誤認、与薬忘れのないように確認します。

●座薬を使用する場合には、かかりつけ医の具体的な指示書に基づき、慎重に取り扱う必要があります。

(参考；保育所保育指針・解説書 — 与薬の留意点 より一部抜粋)

基本的にお薬のお預かりはできませんのでご了承下さい。病院受診の際には、かかりつけ医と相談していただき 1 日 2 回処方にしていただくか投与時間の調整等でご家庭での対応をお願いします。またご家庭でお薬を使用している際には、内容についてお知らせ下さい。

例外的にお薬をお預かりする場合

- ・医師から診断を受けた食物アレルギー疾患(エピペンや抗アレルギー薬等)
- ・医師から診断を受けたアトピー性皮膚炎
- ・ダイアップ

医師の診断のもと、保護者に医師名・薬の種類・内服等を記入いただく『与薬依頼書』を提出していただいてからのお預かりになります。

★医師の処方指示のあった薬のみお預かりできます。薬局等で購入した薬は受け付けません。

★お預かりする薬は 1 回分のみです。

★必ずお子さんが飲める形状のお薬をご持参ください。ご家庭で錠剤を服用していない場合は、水薬(シロップ)または粉薬を処方していただくようお願いします。

★お薬依頼書とお薬は手渡しで職員に渡してください。

(9)乳幼児突然死症候群(SIDS)について

乳幼児突然死症候群とは、それまで健康状態および既往歴からその死亡が予測できず、原因が特定されない 1 歳未満のお子さんに多い病気です。

*保育園ではこのようなことに気を付けています ご家庭でも気を付けましょう！！

- | | |
|-------------------------------|----------------------------|
| ・赤ちゃんを 1 人にしません。 | ・簡易ベッドによる空間を保ち圧迫を防いでいます。 |
| ・枕は使いません。 | ・保育士が見守り、5 分おきに呼吸を確認しています。 |
| ・うつ伏せになってしまっている場合は仰向けに変えています。 | |
| ・ベッドの周りに紐やタオルなど危険なものは置きません。 | |

(10)食物アレルギー

食べ物のアレルギーがある場合、その原因の食物を食べたり触ったりすると、アナフィラキシーショックを起こすなど命に関わる重篤な症状が出ることもあります。アレルギー症状が見られているお子さんについては、病院に相談していただき園にお知らせ下さい。アレルギー対応については食物アレルギー対応マニュアルに沿って対応致します。

(11)頭を強く打った場合の登園について

頭を強く打った後 24 時間はご家庭で様子を見ていただくようにして下さい。

また出血などの外傷が見られた際には、病院受診のご検討をよろしくお願いします。

(12)怪我等の対応

保育中は日頃から安全に十分配慮しておりますが、園生活において転倒や物にぶつかる、ひっかきや噛みつきなど避けられずに擦り傷や切り傷等を負うことがございます。

怪我に関して園で処置できるものについては園で対応致します。

また自宅にて怪我をされて『絆創膏』を使用する際には、お名前を記入していただくようご協力よろしくお願いします。

★保育中に怪我をし、病院受診が必要と判断した場合

保護者の方にご連絡させていただきます。そのため連絡先が変更になった場合は、預ける際に職員へ必ずお知らせください。万が一保護者の方と連絡がつかず、園で緊急受診が必要と判断した際には病院受診させていただきますのでご了承ください。病院受診後は保険証の提出が必要になりますので、お手数ですがご提出の方をよろしくお願い致します。

スポーツ振興について 別紙ご確認ください。

(13)感染症について

- ・発熱や感染症の疑いがある症状があるお子さんは、集団保育での感染症の広がりを防ぐ目的だけでなく、病気になったお子さんの早期回復のためにも病院受診していただくようお願いします。
- ・感染症と診断された場合は、下記表の出席停止期間を確認のもと医師の指示に従ってお休みしてください。なお登園のめやすの記載している日数よりも早い登園はできませんので、あらかじめご確認いただきますようお願いいたします。
- ・医師より「感染の疑いがある」と診断された場合は、登園を控えて下さい。
- ・保育園に通うお子さまの兄弟・保護者の方が感染症にかかった場合は、保育園にお知らせください。

＜感染症登園基準一覧＞

病名	感染しやすい時期	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱後3日を経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症から5日間経過し、かつ症状軽快後1日を経過すること
風疹	発疹出現の7日前から7日後くらい	発疹が消失していること
水痘(水ぼうそう)	発疹出現1~2日前からかさぶた形成まで	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が出現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(ブルー熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性膿膜炎菌感染症	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24~48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎	症状のある間と消失後1週間	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水泡を形成している間	全ての発疹が痂皮化してから
突然性発疹	—	解熱し機嫌が良く全身状態がよいこと

※伝染性膿瘍疹(とびひ)は必ず病院で治療を受けましょう。患部はガーゼや包帯で被って下さい。

IV施設の利用の開始及び終了に関する事項

保育の1日規則正しい生活を送るために

事 項	内 容
保育の一日	<p>ご家庭との連携をとりその日の体調や状況に応じて個別に対応致します。特に乳児や1歳半前までのお子さんにつきましては未熟であり個人差もあり、病気に対する抵抗力も弱いので一人一人の生活を十分に考慮していきます。</p>
登園について	<p>◎時間帯によって方法が異なります。以下の手順をお願いします。</p> <p>※全時間帯 送迎カードを必ず首からさげてください。</p> <p>① 7:25-9:30 上記の時間帯はお渡ししたセコムカードで入室が可能です。</p> <p>② ①の時間帯以外 インターフォンを押して、送迎カードをモニターに提示してください。職員が確認し玄関を開けます。</p> <p>※お子さんと一緒に登園時間にQRコードにて申請をお願いします。</p>
降園について	<p>◎時間帯によって方法が異なります。以下の手順をお願いします。</p> <p>※全時間帯 送迎カードを必ず首からさげてください。</p> <p>① 16:00-18:30 上記の時間帯はお渡ししたセコムカードで入室が可能です。</p> <p>② ①の時間帯以外 インターフォンを押して、送迎カードをモニターに提示してください。職員が確認し玄関を開けます。</p> <p>※お子さんをお迎えし退室なさる時にQRコードにて申請をお願い致します。</p>
登園降園時の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関を出るときは必ずお子さんの手を引いてください 自転車での送迎の方は速やかな登降園をお願い致します。子ども達の会話が弾んでいるようでしたら園の中で楽しんで後は速やかな降園をお願いします。大きな声でのお話は保護者様も含めて控えて下さい。又自転車の前かごには荷物を置きっぱなしにしないでください。 ・園児は、園外での活動で商店街や近隣の方々に“おはようございます”や“いってきます”的言葉とともに出かけて“ただいま”的声をかけながら温かく見守っています。職員をはじめ地域で暮らす大人として子供たちへ“大人としての後ろ姿でしつける”姿勢を保育園のみんなのルールとして築いていきます。 ・ご兄弟も含めお子様を自転車に乗せたままその場を離れないでください。思わぬ怪我や事故にもつながります。
欠席の場合	<p>欠席が事前にわかる場合は都度お知らせください。また、アプリにて申請も都度お願いします。</p> <p>スマホ WEL-KIDS 保護者アプリ対応 アプリ申請・電話連絡は給食人数の確認もありますので当日の9時までにお願いいたします。</p>

延長保育申請について

『希望定員制』

対象：1歳児クラスになってから

実施時間：P3記載

※途中で牛乳・チーズの補食を提供します。牛乳・乳製品アレルギーのある方にも別の物で対応致します。

料金 延長保育プラン利用 3000円（月額）（1時間延長）
日割りプラン利用 10分 100円

注）延長保育プランの申請は、いつでも可能です。年度内であれば延長プランの申請を取り下げる事が可能ですが。しかし、一度申請を取り下げてしまふと年度内の延長プランはご利用になれませんので、取り下げを検討される場合には十分ご注意下さい。

注）延長保育プランを希望する方・取り下げる方は、申請希望月の前月15日までに申請をしてください。

注）定員制の為申請してもプラン利用できない場合がございますので予めご了承下さい。

●事前のお迎え時間を過ぎる場合には必ず18:30までにはご連絡下さい。

●時間に余裕の出来た場合には早めのお迎えをお願い致します。

子ども達も“お先に”と帰りたい日もあります。

駐車場・駐輪場・ベビーカーについて

※狭い敷地の中にあることから空き地としてのスペースもありません。

【ベビーカー】

限られたスペースですので譲り合って使用しましょう。『ベビーカーは卒業し、歩いて登降園しよう！！』と決めた日から頑張りましょう。

【駐車場】

駐車場はありませんので、近隣パーキングを必ず使用してください。路上停車もやめて下さい。近隣の方のご迷惑になってしまいます。朝夕進入禁止時間になっています。

【駐輪場】

駐輪場はありません。近隣の有料駐輪場をお借り下さい。登降園時の一時的な自転車の停車は6台可能です。

ご家庭と園との連携について

*園からのお知らせ

●ご家庭との連絡は、WEL-KIDS アプリのおたよりの配信などでお知らせを致します。園からのおたより・献立表などには必ず目を通して頂くようにお願いします。

●メール配信システム

緊急を要する連絡（災害時など）は主に WEL-KIDS のお便り機能などで一斉の連絡により配信。

情報取得の時差や内容の伝達ミスを防ぐ為ご登録お願いします。

→ご登録は『ウェルキッズ保護者』アプリインストールをお願いします。（別紙 後日お渡しします）

●写真閲覧

毎月子ども達の園での様子を写真にてアップロードしており、ご登録頂く事で閲覧・購入することが出来ます。

→ご登録は『WEL-KIDS PHOTO』にてお願いします。（別紙 後日お渡しいたします）

*おたより帳について

●未満児

毎日の園での様子を WEL-KIDS アプリで連絡帳のやり取りをします。

●以上児

必要に応じての WEL-KIDS アプリで連絡帳のやり取りをします。こちらからお伝えしたい事がある場合には連絡しますので、毎日アプリの連絡帳には目を通して下さい。

*プライバシー保護について

●書類の管理や破棄の徹底を進めています。

●園ではご家族以外の方で子どもさんが保育を受けているか否か、保護者の職場やご家族についての問い合わせなど個人情報に関するお問い合わせには、応じないようにしておりますので、ご親戚の方、親しい方にはその旨をお伝えください。

●保護者以外の方のお迎えの場合事前にご連絡頂き、特徴やお名前をお知らせください。ご連絡がない場合にはたとえ、おじいさま・おばあさまであっても、こちらから保護者様にご確認のご連絡を入れさせていただき確認をとつてからのお引き渡しとなります。

※保護者の皆様も園でのお子様の写真の取り扱い・お預かり中の無断での撮影など個人のプライバシーには十分配慮するようにお願い致します。

*万が一に備えて

非常災害対策

近年異常な状況にすぐなってしまう災害において社会がタイムラインで動いている場合、保育園として園児の命を預かる施設として “大丈夫です” とは到底言えない状況に陥るであろう時は早めの予測及び限られた人数での対応を余儀なくされてしまう場合が多くあります。施設として動かない方が安全と判断した場合は、待機を選択いたします。しかし、登園状況や、安全の確認の取れない状況での開園は、預かりの判断を遅らせたり、休園の処置を取り安全に保育の開始が出るまでは自宅での保育をお願いします。その際は WEL-KIDS のおたより機能を使ってのお知らせをさせていただきます。悪天候時やそれに伴う鉄道等の計画運休などが生じている時等にはメールの配信を致しますので、ご確認お願いいたします。

	防火管理者 氏名 関口 妙子
避難訓練	防災を想定した避難訓練（月1回）を実施します。
防災設備	SECOM・自動火災報知機・非常警報装置・非常用電源・誘導灯・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理、
避難場所	第1避難場所・・・園舎脇及び線路沿い空き地 北浦和西公園 第2避難場所・・・さいたま市立北浦和小学校 (広域避難所)

*緊急連絡カードの活用

- お預かりしている中で、急な体調の変化やお怪我をして連絡が必要な時には、園から連絡を致します。緊急連絡先には連絡先順位を記入し旧姓で就労されている方はお知らせ下さい。
- 緊急連絡先には保険証の記号番号を記入する箇所があります。漏れのないようにして下さい。

(4) 災害等発生時

- 災害等の緊急事態が発生したときにはできるだけ速やかにお子様のお迎えをお願い致します。
- 建物の倒壊がなければ、避難退避を致します。最終避難場所は『北浦和小学校』です。
- 災害時は電話がつながりにくくなります。そこで災害時にはメールやツイッターで配信していきます。どうしても連絡がとれない場合には直接避難場所にお越しください。
- 万が一の場合に備え毎月避難訓練を実施しております。年に1回非常食体験も実施しています。

《その他のお願い》

- ご家庭の事情等が変わり届出内容（住所・氏名・勤務先等）に変更が出た場合にはその都度園にお知らせ頂き、市への届出用紙に記入し速やかにご提出ください。
- 転園・退園する際には出来る限り早く退園の時期等についてご連絡下さい。

賠償責任保険や傷害保険等の加入状況以下の保険に加入しています

保険の種類	全私保連制度「東京海上火災園賠償責任保険」	全私保連制度「園児団体傷害保険」	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の内容	通常保育における管理下における賠償責任 施設賠償責任保険 生産物賠償責任保険	傷害保険 園児が園の管理下及び通園往復途上において急激、偶然、外来の事故により障害を被った場合に保険金を定額でお支払いする保険	災害共済給付制度 負傷の場合、保育所の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものが給付の対象です。その他、疾病、障害、死亡の場合についても給付があります。

*その他

(1) 保育所保育要録の小学校への送付について

年長児については、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）第4章1(3)エ(イ)に基づき、就学に際し、小学校での生活や学びへ円滑につなげていけるよう、保育所保育要録を小学校へ送付します。保育所保育要録には、お子さんの成長過程を振り返り、その姿や発達の状況を記載します。

また、小学校と連携を図り、相互の見学や情報交換等を実施しています。

虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 設置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- (3) 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、毎年虐待防止研修に職員派遣、受講しています。

苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	リーダー	
相談・苦情解決責任者	理事長	施設長
第三者委員	細萱 大祐 さいたま市大宮区 1-366-9 大宮 西口ビル 2F	株式会社ビスタ（危機管理対応） 電話番号 050-6868-4846
第三者委員	東谷 良子 さいたま市浦和区岸町 7-5-21	弁護士 電話番号 050-5223-0596